

外部評価委員会 報告書

令和5年10月

高松大学・高松短期大学外部評価委員会

はじめに

高松大学・高松短期大学では、中期目標・中期計画（令和元年度から令和6年度）を策定し、それに基づいて毎年度策定した事業計画に対する実施結果について、自己点検・評価を実施しています。

さらに、令和2年度からは、大学運営についてより客観的な視点を取り入れた評価を実施し、教育研究活動等の一層の改善・向上を図ることを目的として、外部評価を実施しているところです。

このたび、外部評価委員会では、令和4年度の事業実施状況について、貴学が実施した自己点検・評価の客観性や妥当性を評価するとともに、運営改善に資する意見や提言等を行いました。

評価は、令和4年度の取り組みにかかる法人の概要や事業の概要、学生募集に係る広報活動や自己点検・評価の結果概要について説明を受け、意見交換等を経て実施いたしました。

なお、評価は、外部評価委員のそれぞれ独自の視点で分析・評価を行ったものであり、本報告書においては、各委員の意見を尊重し、そのまま記述しています。

本報告書が、貴学の教育研究活動等の一層の改善・向上の一助となり、貴学が地域に根差した大学として、今後ますます発展されますことを委員一同祈念しております。

令和5年10月25日

高松大学・高松短期大学外部評価委員会
委員長 工代祐司

1. 意見概要

(1) 総括評価

貴学が作成した「自己点検・評価結果（個別評価）」及びそれに関連する資料を基に外部評価を実施した結果、貴学が実施した自己点検・評価については、評価項目の設定、評価の内容、評価方法ともに適正に実施されていました。

以下、個々の事項について、評価できる点や改善を要する点等について記述します。

(2) 評価できる点

【全般】

○自己点検・評価結果で、「2. 内部質保証」「12. その他」は4点、「5. 学生の受け入れ」「7. 学生支援」「10. 大学運営」は3.7点、全体評価は3.6点となっており、学長、全教職員一丸となって大学運営に取り組んでいる姿勢が表れている。

○地元愛の強い人材、地域に残る人材を育てている点は非常に評価できる。

【内部質保証】

○コロナ禍において評価しなかった項目についても点検・評価しており、実施事業におけるコロナ禍の影響も把握できる。また、大学機関別認証評価の結果、機構の定める評価基準に「適合」と認定された。

【教育研究組織】

○社会情勢・要請に応じて、大学（経営学部・発達科学部）、短期大学（保育学科・秘書科）の入学定員の変更や短期大学（秘書科）の学科名称の変更など臨機に対応している。

【教育課程・学修成果】

○新入生が授業や学生生活にスムーズに入っていけるよう、推薦図書についての読書感想文を提出させ、教員がコメントするなど、きめ細かな入学前教育は評価できる。

【学生の受け入れ】

○入学案内やホームページ、新聞、受験雑誌、テレビCMなど多様な媒体を利用した学生募集のための広報活動を積極的に実施している。

【学生支援】

○ゼミナール・研究室担当教員による、日常的な学生支援が適切に実施されている。また、入学者獲得や学生に対するきめ細かな支援、就職支援に関する教員の尽力は高く評価できる。

○就職支援において、ゼミナール・研究室担当教員やキャリア支援課、キャリアカウンセラーが連携協力し、前年並みの高い就職率を達成したことは評価できる。

【教育研究等環境】

○ICTを活用した教育研究の推進を図るため、学内基幹ネットワークの高速化を図るとともに、周辺機器等の設備更新を行った。また、企業からの研究助成金を獲得するなど、研究活動への取り組みが進んでいる。

【地域連携・地域貢献】

○地域の課題解決に向け、新たに香川県中小企業家同友会と包括的連携協定を締結した。また、貴学の地域貢献活動は評価が高く、今後とも継続して広げてほしい。

【大学運営】

○既存の各種委員会の見直しを行い、教員の学生指導や研究活動の時間を確保するなど、効率的な大学運営に努めた。

(3) 改善を要する点

【全般】

- 自己点検・評価結果で、「3. 教育研究組織」は3.0点、「11. 財務」は3.3点、「4. 教育課程・学修成果」は3.4点と低くなっている。また、先進的な研究や社会に対する提言については若干弱い気がする。
- 高等教育機関として研究活動について一層の充実、進展が望まれる。この分野が大学のブランディング化にとっても重要である。内容的には地域民俗学、地域経済、地域情報化など地元に着目するとともに、普遍性のある分野を固めるべきである。

【教育研究組織】

- 令和6年度に向けて入学定員の見直しや短期大学(秘書科)の学科名称変更等、社会情勢・要請に合わせた対応がとられているが、一層の教育内容の充実に努めてほしい。
- ブランディング化への対応の遅れが認められるが、この点は重要であり、多様な観点からのブランディング強化に期待する。

【教育課程・学修成果】

- 「他大学との学生間交流(秘書科)」及び「留学生の受入れ」が評価Iと全体評価を下げている。両事業ともコロナ禍の影響と考えられるが、それぞれ貴学を特色づける重要な事業であり、コロナ禍後の早急な事業の復活と一層の展開を期待する。

【学生の受け入れ】

- 短期大学の定員充足率の低下傾向に対しては、抜本的な対策が必要である。

【教員・教員組織】

- 教員それぞれの特性を生かした教員評価の実施に向けて取り組む必要がある。なお、教員評価があくまでも自己の教育・研究活動の振り返りであり、その評価が他の目的に援用されることがないことにも留意してほしい。

【学生支援】

- 現在実施されている、細やかで丁寧な学生指導を継続しながらも、さらに学生ニーズに寄り添った指導・支援の充実を図る必要がある。

【教育研究等環境】

- 科学研究費について、さらに多くの応募を継続して実施するなど、教員の研究活動への意欲付けを積極的に実施してほしい。

【財務】

- システムのクラウド化による賃借料の増加や人件費比率の増加等が見られるが、財務基盤の中核である定員充足率の増加に向けて一層の取り組みを進めてほしい。

(4) その他

- 学生募集や学生指導等、大学を取り巻く環境が厳しい中、貴学の強みを生かした大学運営を実施されることを期待する。
- 貴学は地域社会との密接な教育を特色としており、卒業生の県内就職率は、県内大学等の中ではトップであり、香川県にとって重要な教育機関である。また、全国的な少子化による学生数の減少や短期大学離れなど、貴学を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。このような中、地域連携（公共機関、大学・研究機関、民間企業、市民団体等）を進めるとともに、大学・短期大学の学部・学科のあり方も含め教育内容の一層の特色化やそれに応じたブランディング化の迅速な展開が必要である。また、一層の国際化も求められる。
- 貴学の学生たちが地域で活動している姿が大学のブランドそのものを築いてきているように感じる。真面目で素直で素朴な学生の姿が大学のブランド向上につながると思うので、さらに積極的に学外活動にもチャレンジしてほしい。
- 大学・短期大学として、地域に根差した学問領域の開拓やその研究成果の蓄積は重要であり、その体制づくりに取り組むとともに、地域課題解決型・体験型教育について、県内トップ大学を目指して取り組みを推進してほしい。また、地域研究については、高校生、中学生、その保護者の参加も視野に入れてほしい。
- 学内で準備できない学域・分野については、他大学との連携を強化し、学生に多様な学びの機会を提供する仕組みも今後一層重要になる。
- 発達科学部の学生による研究発表会のテーマは、業界内でも非常に関心の高いものであり、一般の人々も関心があると思うので、オンライン配信などにより大学生の研究や取り組みをPRに活用できればさらに評価が上がると思う。
- 高等学校の進路担当教員等との意見交換会や懇談会等を定期的に行い、貴学の教育方針や特徴等を発信するとともに、意見を聴取するなど高校教育との一層の連携の推進に期待する。
- 県内私立大学ではICTの活用も先進的に取り組んでいると思うが、さらに、刻々と進化するChatGPTやAI等の活用にも先進的にチャレンジしてほしい。
- 香川県と台湾は国際的に親密な関係があり、台湾では積極的に日本に目を向けている。貴学としても台湾の大学との国際交流を進めてはどうかと思う。

2. 参考資料

高松大学・高松短期大学外部評価委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
太田 佳光 委員	岡山商科大学経営学部 教授
◎ 工代 祐司 委員	前香川県教育委員会 教育長
中橋 恵美子 委員	NPO法人わははネット 理事長
三矢 昌洋 委員	(公社) 香川県観光協会 会長

※ ◎は委員長

高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程第2条第4項の規定に基づき、高松大学・高松短期大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価の実施)

第4条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の客観性及び妥当性について評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について意見を付して学長に報告するものとする。

- 2 学長は、委員会から報告を受けたときは、速やかに高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会に報告するものとする。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。